

レンタル約款

本レンタル約款は、お客様（以下「借主」という。）と、株式会社ジーデップ・アドバンス（以下「貸主」という。）との間で、借主のレンタルの注文又は申込みに対して貸主が承諾することにより成立する個別の物件に係るレンタル契約（以下「本契約」という。）に適用される共通の契約条件を定めるものとする。

第1条 目的

貸主は借主に対し、本契約に基づき、貸主所定の手続きにより別途定める物件を賃貸し、借主はこれを賃借する。

第2条 定義

本レンタル約款における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「レンタル物件」とは、本契約に基づき貸主が借主に賃貸し、借主がこれを賃借する物件をいう。
- (2) 「取引条件」とは、本契約に関し、注文書、レンタル申込書、見積書、注文請書、レンタル申込確認書その他貸主及び借主が合意した条件をいう。
- (3) 「レンタル期間」とは、本契約に基づき借主がレンタル物件を使用できる期間として、取引条件に定める期間をいう。
- (4) 「レンタル料」とは、レンタル物件の使用の対価として取引条件に定める料金をいう。
- (5) 「設置場所等」とは、レンタル物件の設置場所、使用場所又は保管場所として、取引条件に定める場所をいう。
- (6) 「ソフトウェア等」とは、レンタル物件に含まれ、付属し、又はレンタル物件とともに提供されるソフトウェア、そのライセンスその他の使用権をいう。
- (7) 「データ等」とは、借主がレンタル物件に保存、記録、入力又は設定するデータ、ソフトウェア、設定情報その他借主の情報をいう。
- (8) 「保守条件」とは、レンタル物件の修理、交換、点検、センドバック方式による対応、オンサイト対応その他の保守に関して、取引条件又は別紙保守仕様書に定める条件をいう。
- (9) 「データ消去」とは、記憶装置を再使用可能な状態に保ったまま、そこに記録されたデータ等を通常の手段により復元できない状態にする措置をいう。
- (10) 「データ破壊」とは、記憶装置を物理的又は磁氣的に破壊し、再使用できない状態にする措置をいう。
- (11) 「個別合意」とは、本レンタル約款、取引条件及び保守条件とは別に、貸主及び借主が書面又は電磁的方法により個別に合意した事項をいう。
- (12) 「返還期限」とは、取引条件に定める返還日をいい、取引条件に返還日の定めがない場合は、レンタル期間終了日（本契約がレンタル期間の満了前に終了した場合は、当該終了の日）をいう。

第3条 本契約の成立

1. 借主は、注文書、レンタル申込書その他貸主所定の書面又は電磁的方法により、レンタルの注文又は申込みを行うものとし、貸主がこれを承諾した時点で、当該注文又は申込みに係る本契約が成立するものとする。
2. 貸主の承諾は、注文請書、レンタル申込確認書その他貸主所定の書面又は電磁的方法により行うものとする。なお、貸主が本契約の成立前又はレンタル期間開始前に請求書を発行した場合であっても、当該請求書の発行は、貸主の承諾又は本契約の成立を意味するものではない。
3. 本契約の内容は、本レンタル約款、保守条件、取引条件及び個別合意により構成されるものとし、これらの内容が矛盾し又は一致しない場合は、個別合意、取引条件、保守条件、本レンタル約款の順に優先して適用するものとする。
4. 本契約成立後は、レンタル期間開始前であっても、借主は、貸主の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本契約を取り消し、又は解除することはできないものとする。ただし、貸主が書面又は電磁的方法により承諾した場合は、この限りでない。
5. 前項ただし書に基づき貸主が取消し又は解除を承諾する場合の費用その他の条件は、取引条件又は個別合意に定めるものとする。

第4条 レンタル料及び支払条件

1. 借主は、レンタル料を、レンタル期間開始日の前日までに、貸主が指定する口座振替の方法で一括して支払うものとする。ただし、取引条件において支払回数、支払期日又は支払方法について別段の定めがある場合、借主は、当該取引条件に従ってレンタル料を支払うものとする。口座振替手数料、再振替手数料その他口座振替に要する費用は、借主の負担とする。ただし、取引条件において口座振替以外の支払方法が定められた場合、当該支払方法に係る振込手数料その他支払に要する費用は、借主の負担とする。
2. 口座振替による支払の場合、借主は、貸主が指定する期日までに口座振替に必要な手続を完了し、振替日に引落しが可能となるよう指定口座に必要な資金を準備するものとする。口座振替の登録未了、残高不足その他借主の責めに帰すべき事由により支払ができなかった場合、借主は、貸主が指定する再振替又は振込その他合理的な方法により、未払額全額を支払うものとする。
3. レンタル料以外に借主が負担すべき費用（送料、梱包費、設置・撤去費、出張費、作業費、再設定費、データ消去・データ破壊費用、返還遅延時の使用料相当損害金その他レンタル物件の引渡し、使用、保守又は返還に関連して発生する費用を含む。）は、取引条件、保守条件、個別合意又は本契約の各条項に定めるものとする。
4. 取引条件においてレンタル料その他の費用の全部又は一部をレンタル物件の引渡し前に支払うものと定めた場合、貸主は、当該支払を確認するまでレンタル物件の引渡しを留保するこ

- とができる。この場合、借主の支払遅延により引渡しが遅延したことについて、貸主は責任を負わない。

第5条 レンタル期間及び最低利用期間

- レンタル期間は、取引条件に定める期間とする。
- 借主は、特別の定めがない限り、レンタル期間開始日から3か月を経過するまでは本契約を解約することができない。
- 借主は、当該解約日の2か月前までに書面又は電磁的方法により貸主へ通知することにより、レンタル期間開始日から3か月を経過した日以後の日を解約日として、1か月単位で本契約を解約することができる。
- 前項の通知は、レンタル期間開始日から3か月を経過する前にも行うことができる。前項に基づく解約の場合の解約料金及び精算は、第16条の定めによるものとする。

第6条 引渡し、設置場所等及び利用目的

- 貸主は、取引条件に定める引渡日に、レンタル物件を借主に引き渡すものとする。レンタル期間の開始日は、取引条件に定める日とし、引渡日と異なる日を定めることができる。
- 借主は、前項の引渡しを受けると同時に、受領証その他貸主所定の受領確認を貸主に交付又は通知するものとする。
- 設置場所等及び利用目的は、取引条件により特定するものとし、借主は、レンタル物件を当該設置場所等において、当該利用目的に従って使用、保管及び管理するものとする。借主は、貸主の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、設置場所等を変更し、又はレンタル物件を当該利用目的以外の目的で使用してはならない。
- 設置場所等は、日本国内に限るものとする。ただし、貸主が事前に書面又は電磁的方法により承諾した場合は、この限りでない。

第7条 輸出管理

- 貸主及び借主は、レンタル物件、これに含まれ又は付属する部品、ソフトウェア、技術情報その他本契約に関連して提供されるものについて、外国為替及び外国貿易法、米国輸出管理規則(Export Administration Regulations。以下「EAR」という。)、米国国際武器取引規則(International Traffic in Arms Regulations。以下「ITAR」という。)、経済制裁その他適用される輸出管理関連法令及び規制(以下「輸出管理関連法令等」という。)を遵守するものとする。
- 借主は、貸主の事前の書面又は電磁的方法による承諾及び輸出管理関連法令等上必要となる許可、承認、届出その他の手続を完了することなく、レンタル物件を日本国外へ輸出し、再輸出し、若しくは持ち出し、又は輸出管理関連法令等上規制対象となり得る第三者への移転、転貸、使用許諾、最終需要者、設置場所等若しくは利用目的の変更をしてはならない。
- 借主は、貸主が輸出管理関連法令等の遵守のために必要と判断した場合、レンタル物件の最終需要者、最終親会社、設置場所等、利用者、利用目的、海外からのアクセスの有無その他貸主が合理的に求める情報を、正確かつ完全に貸主へ提供するものとする。借主は、当該情報に変更が生じる場合、変更前に貸主へ通知し、貸主が求める場合には事前の承諾を取得するものとする。

4. 借主は、レンタル物件に関連して提供されるソフトウェア、ソースコード、技術情報その他輸出管理関連法令等上制限される情報について、必要な許可又は適法な根拠なく、第三者に開示し、アクセスさせ、再提供し、又は国外からアクセスさせてはならない。
5. 貸主は、レンタル物件の提供、継続利用、移設、交換、修理、保守、サポートその他本契約の履行が輸出管理関連法令等に違反し、又はその合理的な疑いがあると判断した場合、必要な確認、審査、許可、承認、届出その他の手続が完了するまで、必要な範囲で本契約に基づく履行の全部又は一部を停止することができる。この場合、貸主は、当該停止により借主に生じた損害について責任を負わない。ただし、貸主の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

第8条 受入検査及び担保責任

1. 借主は、貸主からレンタル物件の引渡しを受けた時又は引渡日から5営業日以内に、数量、構成、付属品その他外観上確認可能な事項について取引条件との適合性を確認し、不適合又は欠陥を発見した場合には当該期間内に貸主に通知するものとする。
2. 前項の期間内に貸主が不適合又は欠陥の通知を受けなかった場合、当該レンタル物件は、前項の確認対象事項について取引条件に適合した状態で引き渡されたものとみなす。
3. 借主は、第1項の確認では通常発見できない不適合又は不具合を発見した場合、取引条件に定める期限その他の条件に従い、速やかに貸主に通知するものとする。
4. 貸主がレンタル物件の不適合又は欠陥について通知を受けた場合、貸主は、自己の選択により修理、交換又は不足分の引渡しを行うものとする。貸主に故意又は重大な過失がある場合を除き、本条に基づく貸主の責任は、当該対応に限られるものとする。
5. 貸主は、引渡時点におけるレンタル物件の正常な性能のみを担保し、別途書面で保証した場合を除き、借主の環境、設定、ネットワーク、利用目的又は特定用途への適合性を担保しないものとする。本項に基づく借主の救済は、第1項又は第3項の通知を行った場合における第4項の対応に限られる。

第9条 レンタル物件の管理

1. 借主は、レンタル物件を善良なる管理者の注意をもって使用、保管及び管理するものとする。
2. 借主は、レンタル物件について、適切な電源、空調、防塵、防湿、入退室管理、アクセス管理その他レンタル物件の性質に応じた管理環境を維持するものとする。
3. 借主は、貸主の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、レンタル物件の分解、改造、構成変更、増設、部品交換、付合、加工その他原状を変更する行為をしてはならない。ただし、通常の性能を維持するため貸主が認めた修繕等を除く。
4. 前項にかかわらず、借主は、貸主の事前の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合に限り、レンタル物件にGPU、メモリ、ストレージその他の部品、機器又は借主が所有し若しくは適法に管理する物（以下「借主持込物等」という。）を追加、接続、搭載又は付加することができる。貸主は、承諾に際し、借主持込物等の仕様、数量、所有者、設置・取外し・撤去の方法、費用負担、故障その他の責任分担及び輸出管理関連法令等の遵守のために必要な確認について、資料の提出又は別途合意を求めることができる。
5. 借主持込物等は、レンタル物件から分離可能な態様で設置し、その所有権その他の権利は、借主又は当該借主持込物等について権利を有する者に帰属する。借主は、本契約の終了時又は貸主が求めたときは、貸

主の指示に従い、自己の責任と費用により借主持込物等を取り外し、レンタル物件を原状に回復するものとする。借主がこれを行わない場合、貸主は、借主の費用負担により借主持込物等を取り外し、保管又は処分することができ、借主持込物等の保管、返還、完全性又は損害について責任を負わない。借主持込物等の追加又は付加に起因するレンタル物件の故障、不具合又は損害に係る費用は、借主の負担とする。

第10条 レンタル期間中の故障及び修理

1. レンタル物件の通常使用により故障が発生した場合、貸主は、取引条件又は保守条件に定める対象機器、対応方法、対応時間、作業場所及び費用負担の範囲で、修理、交換、センドバック方式による対応、オンサイト対応その他必要な対応を行うものとする。メーカーその他第三者のサポート条件が適用される場合は、取引条件に別段の定めがある場合を除き、当該条件に従うものとする。
2. 貸主は、サービス運営上必要な場合、故障の有無にかかわらずレンタル物件を交換することができる。
3. 第1項の故障その他の不具合が、借主の責めに帰すべき事由、無断改造若しくは修理、借主持込物等、設置場所等の管理環境の不備又は保守対象外の機器若しくは装置との接続に起因する場合、当該対応は通常の保守に含まれないものとし、修理、交換、調査、出張その他必要な費用は借主の負担とする。
4. センドバック方式による修理又は交換の場合、借主は、貸主が指定する方法によりレンタル物件を送付するものとし、取外し、梱包、発送、返送、再設置、再設定その他必要な作業及び費用は、取引条件又は保守条件に別段の定めがない限り、借主の負担とする。
5. オンサイト対応を行う場合、借主は、貸主又は貸主が指定する業者が設置場所等に立ち入るために必要な措置を講じ、作業場所、電源、ネットワークその他作業に必要な環境を確保するとともに、当該作業に協力するものとする。取引条件又は保守条件に別段の定めがない限り、オンサイト対応に要する出張費、作業費その他の費用は、借主の負担とする。
6. 借主は、レンタル物件に故障その他の不具合が発生した場合、自ら修理、分解、部品交換等を行わず、直ちに貸主に通知するものとする。ただし、法令上借主に認められる修繕を妨げない。
7. 取引条件又は保守条件に別段の定めがある場合を除き、貸主は、修理又は交換の期間中における代替機の提供、データ等の復旧若しくは移行、設定の復元、稼働率又は復旧時間を保証せず、これらに類する対応を行う義務を負わないものとする。
8. メーカー保証、メーカーサポート又は保守条件の対象外となる修理、交換、調査、部品交換その他の対応に要する費用は、貸主の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とする。
9. 借主の責めに帰すべき事由によらない通常使用による故障により、修理又は交換のためレンタル物件を使用できない期間が生じた場合、貸主は、当該故障の内容、使用不能期間その他の事情を考慮し、レンタル期間の無償延長その他合理的な方法により対応するものとする。

第11条 所有権及び禁止行為

1. レンタル物件の所有権は貸主に帰属するものとし、借主は本契約に基づく使用权を除き、レンタル物件について所有権その他の物権を取得しない。
2. 借主は、貸主の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、占有名義を移転し、又は本契約に基づく権利若しくは地位を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供してはならない。

3. 第三者がレンタル物件について権利を主張し、又は仮処分、強制執行その他貸主の所有権を侵害するおそれがある場合、借主は、レンタル物件が貸主の所有であることを主張し、その侵害防止に努めるとともに、直ちに貸主に通知するものとする。

第12条 ソフトウェア及びライセンスの取扱い

1. ソフトウェア等について、借主は、メーカーその他の権利者（以下本条において「権利者」という。）が定める使用許諾条件、ライセンス条件その他の規定に従って利用するものとする。
2. 借主は、ソフトウェア等について、権利者が認める範囲を超えて、複製、改変、解析、第三者への譲渡、貸与、再使用許諾、レンタル物件以外の機器での利用その他ライセンス条件に反する行為をしてはならない。
3. ソフトウェア等の利用可能期間、利用方法、利用者、利用地域、サポート、更新、追加費用その他の条件は、権利者が定める条件又は取引条件に従うものとする。
4. 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第13条 データ等の管理

1. 借主は、データ等について、自己の責任と費用により管理し、必要なバックアップ、移行及びレンタル物件の返還前のデータ消去を行うものとする。ただし、貸主が第3項に基づきデータ消去又はデータ破壊を受託した場合、借主は、当該受託の範囲に限り、返還前のデータ消去又はデータ破壊を貸主に委ねることができる。
2. 貸主は、別途明示の合意がある場合を除き、データ等の保存、バックアップ、復旧、移行、返還、完全性、可用性又は消去証明について責任を負わず、借主は、修理、交換、返還、初期化、記憶媒体交換、廃棄その他レンタル物件の取扱いに伴うデータ等の消失、毀損、漏えい又は利用不能の可能性を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。
3. 貸主は、借主から依頼を受け承諾した場合に限り、取引条件又は個別合意に定める対象、方法、時期、場所、費用、消去証明書の有無その他の条件に従い、有償でデータ消去又はデータ破壊を受託することができる。この場合であっても、当該データ消去又はデータ破壊は、貸主の標準保守又は通常返還処理に含まれないものとする。
4. 前項の場合、貸主は、合意した方法に従い合理的な注意をもって作業を行うものとする。ただし、貸主に故意又は重大な過失がある場合を除き、貸主は、データ消去又はデータ破壊に伴うデータ等の消失、毀損、漏えい、利用不能その他借主又は第三者に生じた損害について責任を負わず、データ消去又はデータ破壊の結果、復元不能性、完全性、再実施、データ等の復元又は完全消去の証明について保証しない。
5. データ等に個人情報が含まれる場合の取扱いは、本レンタル約款の個人情報の取扱いに関する定め及び別途合意するデータの取扱いに関する条件によるものとする。
6. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第14条 レンタル物件の使用に起因する損害

借主の責めに帰すべき事由により、レンタル物件自体又はレンタル物件の設置、保管若しくは使用によって第三者に損害を与えたとき、又は借主若しくは借主の従業員が損害を受けたときは、借主の責任と負担で解決するものとする。ただし、貸主の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

第15条 レンタル物件の滅失、毀損等

1. レンタル物件の引渡し後、返還完了までに、借主の責めに帰すべき事由によりレンタル物件に盗難、毀損又は滅失が生じた場合、借主は、合理的な修理費用又は当該時点の時価のいずれか低い額を上限として、貸主に損害を賠償するものとする。修理、交換、調査その他の対応費用は第10条、その他本契約の定めによるものとする。
2. 前項の「借主の責めに帰すべき事由」には、借主又はその管理下にある者による故意若しくは過失、用法違反、管理不備、返還遅滞、無断改造、分解、構成変更、転貸、移設又は第三者使用を含むものとする。
3. 第1項は、通常使用による故障若しくは損耗、経年劣化、レンタル物件自体の欠陥、貸主の責めに帰すべき事由又は不可抗力による盗難、毀損若しくは滅失には適用しない。
4. 付属品の欠品、記憶装置の損傷、返還不能、原状回復、再設定その他返還又は復旧に関連して発生する費用は、取引条件、保守条件、個別合意又は本契約の各条項に従うものとし、第1項の損害賠償と重複して請求しない。
5. 貸主が保険金その他第三者からの補償を受領した場合、その受領額を借主の負担額から控除する。ただし、免責金額、保険料の増額、回収費用その他貸主に生じた通常かつ直接の損害は控除対象外とする。

第16条 本契約の終了、中途解約及び精算

1. レンタル物件の滅失、修理不能、毀損、故障その他の事由により本契約の目的を達成できないと貸主が合理的根拠に基づき判断した場合、貸主は、借主に通知して当該レンタル物件に係る本契約を終了させることができる。
2. 前項により本契約が終了した場合、借主は終了日以後のレンタル料を負担しない。ただし、当該事由が借主の責めに帰すべき事由により生じた場合の損害賠償義務その他本契約上の責任は妨げられない。
3. 借主が本契約を中途解約する場合の解約料金は、取引条件に定める解約差額金、解約料金表又は算定方法によるものとし、レンタル物件の調達費用、利用経過期間、メーカーサポート、保守サービス、ソフトウェアライセンスその他の契約条件を考慮した合理的な費用負担として定めるものとする。
4. 前項の解約料金は、未経過期間のレンタル料の全額又は大部分を当然に請求するものではなく、取引条件に定める算定方法に従い合理的に算定されるものとする。
5. 貸主は、受領済みの未経過期間に対応するレンタル料がある場合、解約料金その他借主の支払債務を控除した残額を借主に返還するものとし、返還に係る振込手数料は借主の負担とする。

第17条 レンタル物件の返還

1. 本契約が終了した場合、借主は、通常損耗及び貸主が認めたものを除き、借主の負担でレンタル物件を原状回復し、貸主の指定場所に返還するものとする。

2. 借主は、返還前に、第9条に従い借主持込物等を取り外し、第13条に従いデータ等のバックアップ、移行及び消去を行うものとする。ただし、貸主が第13条に基づきデータ消去又はデータ破壊を受託した場合、借主は、当該受託の範囲に限り、データ消去又はデータ破壊を貸主に委ねることができる。
3. 貸主は、返還後、レンタル物件の初期化、データ消去、記憶装置の交換、廃棄その他必要な通常返還処理を行うことができる。当該処理は、貸主が自己の管理上又は再利用上の必要に基づき行うものであり、第13条に基づく有償のデータ消去又はデータ破壊とは区別されるものとする。貸主は、借主に対し、当該処理の実施、方法、結果、消去証明又は完全消去について保証しない。
4. 借主がバックアップ、データの移行又はデータ消去を行わないまま返還したことによりデータ等の消失、毀損、漏えいその他の損害が生じた場合、貸主は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わない。
5. 本契約は、レンタル物件の売買、割賦販売、所有権移転又は将来の買取りを前提とせず、レンタル料は、別途明示の合意がない限り将来の売買代金に当然に充当されない。本契約終了後に借主が購入を希望する場合でも、貸主は売却義務を負わず、売却可否、価格、サポート、ライセンス、輸出管理その他の条件は、別途締結する売買契約又は個別合意に定めるものとする。

第18条 秘密保持

1. 貸主及び借主は、本契約の有効期間中及び終了後3年間、本契約に関連して知り得た相手方の営業上又は技術上の秘密その他秘密として管理される情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - (1) 公知の情報又は秘密情報の開示を受けた当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - (2) 相手方から開示された時点で既に保有していた情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 相手方から開示された秘密情報によらずに独自に開発した情報
3. 第1項にかかわらず、貸主及び借主は、自己の役員、従業員又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上秘密保持義務を負う専門家に対して開示する場合、又は裁判所、行政機関の命令若しくは法令により開示が義務付けられる場合には、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、法令上可能な範囲で、当該開示の事実を速やかに相手方に通知するものとする。

第19条 個人情報の取扱い

1. 借主がレンタル物件を利用して保存、記録又は取り扱う個人情報その他の情報については、借主の責任において管理するものとし、貸主は、別途書面により明示的に合意した場合を除き、当該個人情報の取扱いの委託を受けるものではない。
2. 貸主が借主の依頼に基づきレンタル物件のデータ消去その他の作業を受託し、当該作業が個人情報の取扱いに該当する場合、貸主及び借主は、取扱いの範囲、方法、再委託、安全管理措置、事故時の対応、報告その他必要な条件を別途合意するものとする。

3. 貸主が個人データを取り扱わない運用とする場合、借主は、レンタル物件に個人データを保存せず、又は返還前に消去するものとし、貸主は、残存する個人データの内容を閲覧又は利用せず、データ消去又はデータ破壊の方法により処理するものとする。
4. 貸主が本契約に関連して借主又は借主の担当者に関する個人情報を取得する場合の取扱いについては、貸主のウェブサイトに掲載する「個人情報の取扱いについて」によるものとする。
5. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第20条 返還遅延時の使用料相当損害金

1. 借主は、本契約又は取引条件に基づく返還期限までにレンタル物件を返還しない場合、本契約の終了理由を問わず、返還期限の翌日から実際の返還日までの期間について、使用料相当損害金を貸主に支払うものとする。
2. 使用料相当損害金は、返還期限の翌日から起算して1か月ごとを1単位とし、各単位につき1か月分のレンタル料相当額とする。1か月に満たない期間についても1か月分の使用料相当損害金を請求するものとし、日割り計算は行わない。取引条件に1か月分のレンタル料が定められていない場合、総レンタル料をレンタル期間の月数で除した額（1円未満切上げ）を1か月分のレンタル料相当額とする。
3. 使用料相当損害金は、同一の期間又は同一の損害について、他の損害賠償又は費用と重複して請求しないものとする。
4. 借主が返還期限までにレンタル物件を返還しない場合、借主が善良なる管理者の注意を尽くしたことを証明した場合を除き、返還期限の翌日から返還が完了するまでの間に当該レンタル物件に生じた盗難、紛失、毀損、故障、滅失又は返還不能については、借主の責めに帰すべき事由によるものと推定する。

第21条 通知

1. 借主は、法人の名称若しくは商号、代表者、所在地、事業内容又は住所、電子メールアドレス、担当者その他貸主に届け出た連絡先に変更が生じた場合、事前又は事後速やかに貸主へ通知するものとする。
2. 借主は、レンタル物件の故障、毀損、滅失、盗難、差押え、設置場所等の変更、セキュリティ事故、データ漏えいその他本契約の履行又は貸主の所有権に重大な影響を及ぼすおそれのある事由が発生した場合、直ちに貸主に通知するものとする。
3. 貸主から借主への通知又は連絡は、取引条件、注文書、レンタル申込書その他借主が届け出た連絡先に発信又は送信された時点で通常到達すべき時に到達したものとみなす。借主が第1項の連絡先変更を通知しない場合、従前の連絡先への通知又は連絡も同様とする。
4. 借主から貸主への通知は、取引条件その他貸主が指定する連絡先に到達した時に効力を生じ、借主は、指定連絡先以外への送付又は送信により通知することはできない。

第22条 契約違反等による解除及び期限の利益喪失

1. 借主が次の各号のいずれかに該当した場合、貸主は、何らの通知又は催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 支払停止、支払不能、信用状態若しくは資力の著しい悪化が生じたとき。
 - (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類する倒産手続の申立てがあったとき。

- (3) 事業の全部若しくは重要な一部を廃止し、譲渡し、又は会社分割、合併、解散その他これらに類する組織再編を行ったとき。
 - (4) 本契約に基づく金銭債務の支払を怠ったとき。
 - (5) 本契約に重大な違反をしたとき。
 - (6) 輸出管理関連法令等に違反し、又はそのおそれがあると貸主が合理的に判断したとき。
 - (7) 貸主の事前承諾なく、レンタル物件を譲渡、転貸、担保提供、占有移転若しくは使用許諾し、又は設置場所等を変更したとき。
 - (8) ソフトウェア等のライセンス条件又は使用条件に違反したとき。
 - (9) レンタル物件を取引条件に定める利用目的以外の目的、違法な目的又は不正アクセス、サイバー攻撃、第三者の権利侵害その他第三者に重大な支障若しくは損害を及ぼす態様で使用したとき。
 - (10) 前各号のほか、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。
2. 前項各号の事由が軽微かつ是正可能であると貸主が合理的に判断した場合、貸主は、相当期間を定めて是正を催告し、当該期間内に是正されないときに限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 3. 借主が第1項各号のいずれかに該当した場合、借主は当然に期限の利益を失い、未払レンタル料、損害賠償債務その他本契約に基づく金銭債務を直ちに支払うものとする。
 4. 本条に基づく解除は、貸主による損害賠償請求その他本契約又は法令上の権利行使を妨げない。

第23条 損害賠償及び責任制限

1. 借主が本契約に違反し、又は借主の責めに帰すべき事由により貸主に損害を与えた場合、借主は、貸主に対し、当該損害を賠償するものとする。
2. 貸主に故意又は重大な過失がある場合を除き、貸主が本契約又は本レンタル約款に違反して借主に損害を与えた場合に貸主が負う責任は、直接かつ通常の損害の賠償に限られ、逸失利益、休業損害、事業機会の喪失、研究遅延、データ等の消失、データ復旧費用、システム停止、第三者請求対応費用その他間接的、特別又は派生的に発生した損害について責任を負わない。
3. 貸主に故意又は重大な過失がある場合を除き、貸主が負担する損害賠償額の上限は、当該損害の原因となった個別の本契約に係るレンタル料総額とする。
4. 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第24条 サービスの終了及び不可抗力

天災地変、通信・電力・輸送の障害、サイバー攻撃、法令改廃、メーカーによる製品若しくはサポートの終了その他貸主の合理的支配を超える事情により、本契約の履行又は継続が困難となった場合、貸主及び借主は協議の上、合理的な対応、終了又は精算方法を決定するものとする。

第25条 反社会的勢力の排除

1. 貸主及び借主は、相手方に対し、現在及び将来にわたり、自ら及びその役員又は使用人が反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力による経営支配若しくは実質的関与、反社会的勢力の利用、資金提供若しくは便宜供与又は社会的に非難されるべき関係がないことを表明し、保証する。

2. 貸主及び借主は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的言動、暴力、不当要求、偽計若しくは威力による業務妨害若しくは信用毀損その他これらに準ずる行為をしないものとする。
3. 貸主又は借主が前二項に違反した場合、相手方は、通知又は催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
4. 前項に基づき解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害について賠償責任を負わないものとする。
5. 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第26条 本レンタル約款の変更

1. 貸主は、本レンタル約款の変更が借主の一般の利益に適合するとき、又は本契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条に基づき本レンタル約款を変更することがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、民法第548条の4その他関係法令に従い、本レンタル約款を変更することができる。
2. 貸主は、前項に基づき本レンタル約款を変更する場合、変更後の本レンタル約款の内容、効力発生日その他必要事項を、借主が届け出た電子メールアドレスへの送信、書面の送付、取引システムへの掲載、貸主のウェブサイトへの掲載その他適切な方法により、原則として効力発生日の30日前までに周知するものとする。
3. 法令の制定若しくは改廃その他やむを得ない事由により前項の期間を確保することが困難な場合、貸主は、法令上許される範囲で、可能な限り速やかに周知するものとする。
4. 第1項に基づく本レンタル約款の変更は、変更の効力発生日以後、既に成立した本契約にも適用することができる。ただし、既に成立した取引条件、保守条件及び個別合意は、本レンタル約款の変更によって変更されない。

第27条 準拠法及び管轄裁判所

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第28条 協議事項

本契約に定めのない事項又はその解釈について疑義が生じた場合、貸主及び借主は、本レンタル約款及び本契約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決するものとする。